

第17期 第15回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和3年10月29日(金) 午後1時30分～午後1時58分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第1会議室

3 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洌 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

3番 金城 敏満 委員 ・ 4番 當間 康由 委員

7 付議すべき案件

報告第 85 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 86 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 87 号 現況証明願について

報告第 88 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 89 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第 90 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第	91	号	農地の現況に関する照会について
議案第	43	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第	15	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

- 議長 では定刻の 1 時 30 分になりましたので、第 17 期豊見城市農業委員会第 15 回総会を開会いたします。
- (午後 1 時 30 分) 開会
- 議長 本日の議事日程は、皆さんのお手元にお配りのとおりです。
そして本日の出席委員は 8 名中 7 名で、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。
次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第 3 番委員の金城敏満委員と第 4 番委員の當間康由委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。
では、これより報告案件に入ります。初めに、報告第 85 号について事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 2 ページをお開きください。
報告第 85 号「農地転用後利用状況の報告について」、4 件ございました。内容確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 ただいまの報告第 85 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行いたします。
では次に報告第 86 号について、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは、議案書の 4 ページをお開きください。
報告第 86 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
- 議長 報告第 86 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
特に質疑ないようですので、進行します。
では次に報告第 87 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局	<p>それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 報告第 87 号「現況証明願について」、7 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>報告第 87 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行していきます。 では次に報告第 88 号について、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 8 ページをお開きください。 報告第 88 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、1 件ございました。内容を確認の上、事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>報告第 88 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行していきます。 では次に報告第 89 号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 10 ページをお開きください。 報告第 89 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>では報告第 89 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 では次に報告第 90 号について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第 90 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきまして、12 ページをお開きください。 報告第 90 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、3 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、報告いたします。 以上です。</p>
議長	<p>では報告第 90 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してか</p>

ら質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

では次に報告第 91 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 16 ページをお開きください。

報告第 91 号「農地の現況に関する照会について」、1 件ございました。去る 10 月 6 日に、上原啓一委員及び金城敏満委員、並びに事務局職員 2 名で現場調査を実施し、議案書 16 ページのとおり調査結果を取りまとめて、那覇税務署長へ回答を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 91 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に、議案第 43 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 18、19 ページをお開きください。

議案第 43 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、7 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、25 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 750 番 1、750 番 9。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 2 番につきまして、33 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字金良 231 番 7、231 番 11 及び 231 番 15。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 3 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 549 番 2。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 4 番につきまして、43 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 861 番 2。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 5 番につきまして、50 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 63 番 5。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 6 番につきまして、57 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 63 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に整理番号 7 番につきましては、64 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字保栄茂 63 番 7、62 番 13、62 番 14、63 番 4、63 番 3 及び 62 番 10。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、翁長地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現在は休耕状態で、雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については、事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、金良地区の農用地区域に近接し、農地の広がり 10 ha を超える優良農地となっています。現在は休耕状態で、雑草がまばらに生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40% を超える農地となっています。現場は既に駐車場として利用されていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5、6、7 番の申請地は、保栄茂地区の都市機能を有する施設が連たんする農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については、利用計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 43 号について、説明は以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。議案第 43 号は 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

では次に整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では次に整理番号 5 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認め、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
では次に整理番号 6 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
採決に移ってもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 では整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
整理番号 7 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 7 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に、協議第 15 号について審議します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の議案書の 65 ページをお願いいたします。
協議第 15 号でございます。「農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について」。みだしの件につきまして、令和 3 年 10 月 21 日付、豊経建農第 510 号で豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありますので、委員会の意見を求めるものであります。
利用集積計画の詳しい説明につきましては、主管課であります農林水産課のほうから説明をいたします。よろしくをお願いします。

農林水産課 こんにちは。農林水産課農政班の大城です。よろしくをお願いします。
今回、基盤法に基づく利用権設定の申請が 3 件ございますので、説明したいと思えます。
資料をめくって 68 ページをお願いいたします。まず初めに R3-14 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は、座安 164 番 2、3,702 m²うち 1,851 m²。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 8 年 5 月 31 日となっております。借賃については、年額 6 万円を毎年 6 月末までに現金持参することとなっております。
資料の 70 ページをお願いします。次に R3-15 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は、翁長 397 番、面積 5,341 m²うち 2,640 m²。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 9 年 10 月 1 日となっております。借賃については、年額 16 万円を毎年 12 月末までに現金持参することとなっております。
資料の 72 ページをお願いします。次に R3-16 についてですが、貸し手及び借り

手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は、与根 56 番、2,515 ㎡。設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から令和 10 年 9 月 30 日となっています。借賃については、年額 18 万円を毎年 8 月末までに口座振込することとなっています。説明は以上となります。

議長 ありがとうございます。協議第 15 号について説明が終わりました。協議第 15 号について、1 件ずつ審議します。初めに、番号 R3-14 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。はい、當間委員。

4 番委員 一般的に伺いたいんですけども、1 番の方、2 番の方、3 番の方は、新規就農給付金がもらえる方？

農林水産課 いや、まだ。今回、今から新規就農の認定を受ける方です。今からですね。今は申請中です。

4 番委員 この方々はこれを受けて、それから新規就農の認定を受けるわけですか。一番最初がこれなんですか。

農林水産課 今、申請を出している段階で、11 月に認定を受けて、また希望者は次の農業次世代給付金とか、そういった事業を受けたい方は、またその次の段階で受ける形になります。

4 番委員 これが先？

農林水産課 これが先です。

4 番委員 分かりました。ありがとうございます。はい、以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ではほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(はいの声あり)

議長 質疑なしと認めます。では、これより採決します。
番号 R3-14 について、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、番号 R3-14 については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。
では次に、R3-15 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

議長 では R3-15 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、番号 R3-15 については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。
では次に、R3-16 について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
R3-16 については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、番号 R3-16 については豊見城市長に対して「適正である」と回答することに決定しました。どうもありがとうございました。
以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。
委員の皆様には、提案された議事日程に対して、真摯で丁重なご意見と審議いただきまして、大変ありがとうございました。
これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和 3 年 10 月 29 日 (金)
午後 1 時 58 分終了

議事録署名委員

議長

瀬長 澄子



3 番委員

金城 敏満



4 番委員

堂岡 康由

